

第20回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年2月27日(月)午後2時00分～午後3時02分

2 開催場所 西有家総合学習センターカムス ホール

3 出席委員 (農業委員)

1 番 太田香代子	2 番 広瀬博一	3 番 伊崎美代子	4 番 木下勝徳
5 番 小川一英	6 番 植木健太郎	7 番 楠田耕三	8 番 平 光正
9 番 中野裕二	10 番 本多利任	11 番 山下勝也	12 番 山崎伸吾
13 番 寺田健蔵	14 番 水田 勇	15 番 中村修治	16 番 金子初夫
17 番 馬場正国	会長 中川繁憲		

(農地利用最適化推進委員)

19 番 吉岡長久	21 番 野原重光	23 番 田中八郎	24 番 本多正敬
25 番 増田孝徳	26 番 北岡新市	27 番 内田一郎	30 番 中村康弘
31 番 石橋浩昭	32 番 石橋正浩	34 番 松尾和昭	35 番 寺田俊秀
36 番 末續公徳	37 番 原田久也	38 番 岡田裕弥	39 番 浅田修弘
41 番 三宅東英	42 番 本多晋介	43 番 宮崎 努	45 番 宮崎陽一
46 番 相良栄一郎	47 番 本多勝彦		

4 欠席委員

(農地利用最適化推進委員)

20 番 田中芳邦	22 番 中山秀樹	28 番 末吉秀明	29 番 神崎好史
33 番 山口俊一	40 番 柴内成世	44 番 山本敏晴	48 番 飛永敏博

5 議事録署名委員 3 番 伊崎美代子 4 番 木下勝徳

6 事務局出席者 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸 山口朋子

[日 程]

議案第83号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第84号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第85号 農用地利用集積計画の決定について

議案第86号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について

議案第87号 農地等の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の継続適用農地等に係る「引き続き農業経営を行なっている旨の証明書」の発行について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について

- ・使用貸借を解約した旨の通知について
- ・農地改良等届出について

事務局（〇〇） 皆さん、こんにちは。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第20回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、20番田中推進委員、22番中山推進委員、29番神崎推進委員、33番山口推進委員、40番柴内推進委員、44番山本推進委員、48番飛永推進委員から欠席の報告が上がっております。出席農業委員数は全員出席ですので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお祈りいたします。

議長 改めまして、こんにちは。

本日は、第20回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

本年度の農業者年金の加入推進につきましては、各地区や個人ごとに熱心に取り組んでいただいていることに対し感謝を申し上げます。加入実績も徐々に伸びており、本市の独自目標に少しずつ近づいております。令和4年度も1か月余りとなってまいりました、目標達成のためになお一層のご協力をよろしくお願いいたします。

さて、本日は、議案審議終了後に、最適化推進に関する意見書について検討することとしております。先月の総会時に各委員からいただいた意見書アンケートの集約をしておりましたが、事務局において意見書案として取りまとめたものを配付しております。

また、その後、農林課から地域計画について説明の時間を設けておりますので、長時間になるかと思いますが、最後までよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から、農業委員18名中、出席委員は全員との報告があり、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に3番伊崎委員、4番木下委員を指名します。

ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第83号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、議案第83号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。座って説明いたします。それでは、2ページをお願いします。

今日は、売買が2件の2,460平米となっております。

（議案第83号 番号1、番号2を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われまます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいと

いうことになっておりますので、まず1番の案件は布津の案件ですが、布津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 よろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議長 次に、2番の案件は北有馬の案件ですが、北有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 よろしいでしょうか。はい。

皆さん、何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第84号 農地法第5条の規定による許可申請について** 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第84号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。3ページをお願いいたします。

番号1、深江町の〇〇から深江町の医療法人〇〇、深江町〇〇、地目が畑、面積は642平米となっております。転用の目的は駐車場です。

〇〇の増築に伴い現在利用している職員駐車場が利用できなくなるため、申請地を駐車場として利用したいということがございます。権利の内容は売買で、時期は許可あり次第、期間は永久となっております。

本案件の農地区分は、おおむね300m以内に〇〇が存在するので、第3種農地と思われます。駐車場面積は642平米です。〇〇の増築予定部分にある既存駐車場の24台分と今回申請地に進入するために潰れる3台分の計27台分を確保いたします。基本、現状のまま整地し碎石舗装いたします。進入口部分を最高0.5m切土し、東側には石積を行い、進入口には土留め工事を行い、土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、基本、自然流下となっておりますが、大雨が降るときには、南側にある既存駐車場の浸透柵で自然浸透させることと側溝を經由して道路側溝へ放流されるものがあります。汚水、雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。22日午前10時10分頃に、〇〇委員、〇〇委員、事務局2名で見てまいりました。先ほど事務局から説明のあったとおりですが、碎石敷ということで自然流下ということで、ほとんど自然だということで問題ないと見てまいりました。ご審議のほどお願いします。

(「場所は」との声)

南東方面が〇〇ですね。国道を挟んですぐ〇〇があります。そのちょうど裏手になります。裏手が既存の駐車場、その山側が申請地です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ただいま〇〇委員が言われましたように自然流下、側溝とかも近く

にありますので、特に問題ないと見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告がありましたけれども、皆さんからのご意見等はありませんか。

ちょっと私からですけれども、碎石で、雨水は中央方向によるというような説明がありましたけれども、駐車場としてしまいますとなかなか浸透していかない状況だと思いますけれども、中央に寄ったならばため池状態になりませんか、大雨のときですけどね。ふだんのときはそんなにないですけども。そういったときに、果たして駐車場として機能するのか。そして、雨天の対策は南側に既存のため柵、浸透ため柵があるように説明がありましたけれども、最初からその方向に雨水を導くように検討されたほうがいいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 駐車場は、左側と右側、そして今回の山側。〇〇のすぐ裏の画面中央部分の駐車場が中央方向にため柵形式の排水をしています。そして、左側の駐車場は、道路側溝へ流れているようです。その左側の駐車場にも暗渠があり、それを通して道路側溝へと。右側の駐車場が他の業者の駐車場で、それも画面中央に寄るような構造でした。大雨とか、最近、想定外の雨もありますので、既存駐車場の排水も大雨のときは道路側溝に流れていくようです。

今回の申請地も、水没するような高さではないと思いますが、若干中央に雨水が中央に集まるようにする。それで、溢れたときは、既存の駐車場に流れて、そして道路側溝へ流れていくというふうに想定されているようです。以上です。

議長 既存のため柵に流すという。相当な量があった場合にはそっちのほうへ流れるという形ですね。そこがため池状態にならないという意味でしょうか。駐車場にしてため池になったら駐車場としての機能を果たしませんので、そういうことにならないようにため柵のほうに流れていくということですかね。そういう考えでよろしいですか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 今、既存の駐車場にあるため柵は、多分一時的なため柵、一時的な雨による雨水よけといえますか、真ん中辺に大きなため柵がありますが、一時的なため柵。連続して豪雨があったときには溢れると思っていますが、極端な勾配は取っていない、もし溢れたあふれたときは、道路側溝に行くように計画されております。以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、4ページをお願いいたします。

番号2、大阪府の〇〇から西有家町の〇〇へ。土地が布津町〇〇、地目が畑、地積が564平米となっております。転用の目的につきましては駐車場です。隣接する〇〇の職員駐車場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては寄附で、時期につきましては許可され次第、期間については永久となっております。

本案件の農地区分は、おおむね300m以内に〇〇庁舎がありますので、第3種農地と思われます。駐車場面積は564平米です。現在、〇〇の駐車場に駐車していて、〇〇職員分の20台分について返還することになり、その分を確保いたします。現状のまま整地し、碎石舗装いたし

ます。出入口以外は既存のブロック塀があり、土砂の流出はないと思われます。雨水は、敷地に新設するため柵に流れるよう勾配をつけ、ため柵から隣接する水路へ最終的には放流されることになっております。汚水、雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。22日午前9時45分頃より、〇〇委員、〇〇委員、事務局2名で見てまいりました。場所は〇〇のグラウンドすぐ横で、南側に〇〇があり、歩いて1分程度のところでございます。敷地内は碎石敷ということで、自然流下。やむなしと見てまいりました。ご審議のほどお願いします。

議長 現地調査委員からの報告でしたが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員さんがご説明なられたとおり、別段問題ないと見てまいりました。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。ご意見ありませんか。
(「ありません」との声)

議長 意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第85号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。
事務局(〇〇) それでは、議案第85号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

今月の利用集積計画ですが、貸借権が新規10件、2万6,527平米、再設定が10件、2万3,717平米の合計20件、5万244平米です。使用貸借権は再設定のみ1件の6244平米となっております。所有権移転が贈与3件、合計の1,134平米、売買が5件の2,106平米の合計8件、面積が3,240平米となっております。中間管理事業(一括方式分)ですけれども、新規で賃貸借のみ2件、合計2,218平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読いたします。なお、再設定及び一括方式については朗読を割愛させていただきます。

それでは、5ページをお願いいたします。

(議案第85号 賃貸借権 番号1～20新規設定、使用貸借権 番号21新規設定、所有権移転 番号22～29を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしているものと思われます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところでありますが、8ページの番号29は出席委員が関係する案件でありますので、その部分を除いて、ご意見、ご質問等ありませんか。
(「なし」との声)

議長 ないようですので、次に、番号29について、ご意見、ご質問を伺うところでありますが、本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することになっておりますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 番号29について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 ご意見がありませんので、議案第85号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、**議案第86号 農用地利用配分計画(案)**に係る意見について 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第86号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について説明いたします。

10ページをお願いいたします。

今回につきましては、使用貸借で1件の合計6,177平米となっております。

1番、南有馬町の〇〇から南有馬町の〇〇へ、南有馬町〇〇ほか、地目どちらも田になります。合計の6,177平米となっております。

以上でございます。

議長 この議案に対してご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」との声)

議長 特に配分を受ける方についてご意見等はありませんか。南有馬町の案件ですが、南有馬の委員さん方、いかがでしょうか。

(「異議ありません」との声)

議長 よろしいでしょうか。

ご意見がありませんので、農用地利用配分計画は妥当として報告してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用配分計画は妥当として報告いたします。

次に、**議案第87号 農地等の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の継続適用農地等に係る「引き続き農業経営を行なっている旨の証明書」の発行について** 事務局から説明をお願いします。

事務局(〇〇) 11ページをお開きください。

議案第87号についてご説明いたします。

この証明書は、猶予期間中の3年に一度、農地の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予を受けられている方の継続届出に必要な書類です。当事者である後継者が「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を農業委員会で証明して、税務署、県税事務所にそれぞれ継続届出書を提出の際に必要なものとなります。

今回の対象者は、地区別で申しますと、北有馬町が1名、加津佐町が1名の計2名となっております。

議案の一覧表の対象者につきまして、引き続き農業経営を行っているかご確認いただき、証明書の交付をしてよろしいかご審議いただきますようお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。

今回、北有馬町、加津佐町の方、各1名ですが、特に北有馬町、加津佐町の委員さん方、何かありませんでしょうか。北有馬の委員さん方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 加津佐の委員さん方、いかがでしょうか。

(「異議ありません」との声)

議長 よろしいでしょうか。意見が出ませんので、農業経営を引き続き行っている旨の証明書を発行してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農業経営を引き続き行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

次に、12ページ、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

13ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

14ページ、**農地改良等届出**について 番号1、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、農地改良等届出について説明いたします。

14ページをお願いいたします。

番号1、南有馬町の〇〇、南有馬町〇〇の一部になります。地目が田、地積のほうは1,673平米のうちの146.757平米となっております。作業効率をよくするために、一番低い地にある田を埋め上げたいということでございます。

本案件は、3枚にある水田のうち、一番低い1枚を埋め上げて、水田の作業効率がよくなるようにしたいということでありまして、最大1.5mの盛土をして、土羽を安定勾配で整備し、土砂の流出を防ぎます。一番低い1枚を2番目に低い1枚と同じ高さにして、一体的に利用する予定となっております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。22日の午後2時より、〇〇委員、事務局と見てまいりました。場所は、〇〇小学校から加津佐線入ってすぐ右に下りて、くねくねと300mほど行き、地図ではわかりにくいのですが、大分下りていった一番下のところで、畑が8枚か9枚ぐらいありまして、一番下で一番北側のところを1.5mぐらい埋め上げるということです。その土は、近くに擁壁工事をされている〇〇の土地があり、そこから持ってきて埋め上げるということです。横に水路もあり、気になる点はイノシシが大分遊びにきているみたいで、崩されないようにしてくださいと注意してきました。水路もきれいになっているので、いい畑になるだろうと思って見てまいりました。ご審議のほうよろしくをお願いします。

議長 田んぼですね。地目は田んぼですね。

現地調査委員からの報告がありましたが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員が説明されたとおりですけれども、イノシシが入ったあとは、私もちゃんと見てきました。土羽ということなので、イノシシ対策を完璧にしたほうがいいですねという話をしてきました。以上です。

議長 ほかの委員さんから、何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理したいとすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 それでは、異議なしということで、届出を受理することといたします。
以上をもちまして、議案の審議を終了させていただきます。